

厚労省

職場の障害者虐待

「医療・福祉」が最多

厚生労働省が4日に公表した「2023年度使用者（事業主や上司など）による障害者虐待の状況等」で、虐待が認められた事業所（重複あり）は前年度比4%増の447カ所、虐待を受けた障害者は16%増の761人だったことが分かった。障害者虐待防止法に基づき都道府県から

労働局に報告があったものを毎年度取りまとめている。通報・届け出のあった事業所は23%増え、過去2番目に多い1512カ所となった。通報・届け出の対象となった障害者は29%増の1854人だった。

いずれも増加傾向にあり、厚労省は「昨年5月にコロナの感染症

法上の位置付けが5類に移行し、障害者の就業機会が増えたことなどが影響した」と推察している。虐待を受けた障害者

は知的、精神で7割強を占め、男性が6割。虐待種別は経済的虐待が8割で最多。障害者の就業形態はパート・アルバイトが6割、正社員が3割弱だった。虐待をしたのは事業主が8割強、直属の上司が1割強。業種別では「医療・福祉」が23%で最も多く、厚労省

によると福祉系事業所での虐待が目立ったという。ほかは製造業21%、卸売・小売業11%だった。労働局の対応は「労働基準関係法令に基づく指導等」が9割弱で、そのうち3割弱は「最低賃金法に基づく指導等」だった。

（榎戸新）